

# 生涯学習・まちづくりQ&A

もつすぐ始まる！

私たちが参加する裁判

裁判員制度をどう存じますか！(その2)

平成21年5月までの間にスタートする「裁判員制度」について、前号に引き続きお知らせします。

Q5 裁判員に選ばれたら、どのようなことをするのですか？

A5 次のような仕事をすることになります。

①裁判官と一緒に、刑事事件の審理に出席します。

②被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたら、どんな刑にするべきかを裁判官と一緒に議論し、決定します。

Q6 裁判員になることを辞退することはできますか？

A6 広く国民の皆さんに参加してもらおう制度ですので、原則として辞退できないことになっています。

ただし、次のような人は、申し出て、裁判所からそのような事情があると認められれば辞退することができます。

①70歳以上の

②地方公共団体の議会の議員(ただし、会期中に限ります)

③学生または生徒

④過去5年以内に裁判員、検察審査員等を務めたことのある人

⑤過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある人

⑥一定のやむを得ない理由があつて、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人

(やむを得ない理由とは、例えば)

- 重い病気が
- 同居の親族の介護・養育

Q7 裁判員には日当や交通費は支払われるのですか？

A7 支払われます。具体的な金額については、今後決まります。

Q8 裁判員候補者として裁判所から呼ばれる可能性はどのくらいな

のですか？

A8 平成16年の裁判員制度の対象となる事件は、3308件でした。日本全国の選挙権をもっている人の数が約1億287万人(平成16年9月現在)ですので、仮に1事件につき裁判員候補者として50人から100人が呼ばれるとすると、1年間で約310人から620人に1人が裁判員候補者として呼ばれることになり

ます。

●事業に著しい損害が生じるおそれがあること

●父母の葬式等

●裁判員には日当や交通費は支払われるのですか？

●具体的な金額については、今後決まります。

●裁判員候補者として裁判所から呼ばれる可能性はどのくらいな

のですか？

●平成16年の裁判員制度の対象となる事件は、3308件でした。

●日本全国の選挙権をもっている人の数が約1億287万人(平成16年9月現在)ですので、仮に1事件につき裁判員候補者として50人から100人が呼ばれるとすると、1年間で約310人から620人に1人が裁判員候補者として呼ばれることになり

ます。

●事業に著しい損害が生じるおそれがあること

●父母の葬式等

## こちら教育委員会

「次代を担う人づくり」を目指す小中一貫教育

基礎学力の向上と豊かな心の涵養を目指す「教育特区」

教育委員会では、小中学校間の垣根を越え、義務教育9年間にわたる系統的な学習指導、生徒指導の実施により、基礎学力の向上と豊かな心の涵養をねらいとする小中一貫教育の導入に向けて検討・準備を進めて

きました。

昨年7月5日、臨時教育委員会にて「平成19年度から八條中に八條北小を移転し、一体型モデル校を設置

する」という当初の計画を見直し、構造改革特別区域(教育特区)計画を申請して小中一貫教育の研究を推進してまいります」ということを決議しました。この教育特区は、学習指導要領の基準によらない、市独自の教育課程(教科や授業時間)を編成・実施できるものです。八潮市では、小学3年生から、次のような内容を実施することが認定されました。

えらべる科

・基礎基本の定着を図る国語、算数・数学や、児童生徒の興味関心や習熟度に応じた学習(例：食育科、情報科など)を選択して学びます。

英語学習

・コミュニケーション能力を育成するため、友だちや異学年との交流活動を中心とした英語に親しむ学習をします。

ふるさと科

・児童生徒が夢や希望を持ち、心豊かに生きていく力を培うため、八潮市について学習します。(例：「未来の八潮について考えよう」など)

特別活動

・豊かな心を育成するため、小中学生等が企画運営する交流活動を行います。

【備考】

・教科担任制など、指導体制についても研究を進めます。

・平成19年度から、教育特区による教育課程の段階的な導入に向けて、数校に小中一貫教育の研究を委嘱します。

・市のホームページにも継続的に掲載していきます。

●指導課 ☎359

## バスごらぬ知識 実験商法・点検商法に要注意!

【相談事例(70歳代 女性)】

昨日、一人暮らしの私の家に販売員がやって来て、断ったのに上がり込んだ。検査だと言ってコップに水道水を入れ、それに何かを入れて、「こんなに汚れている」と茶色く変色した水を見せた。「こんな水飲んでいたら死んじゃうよ」と言われ不安になり、浄水器を取り付けることになった。その時はもう買うしかないと思ったが、後から考えると、30万円と高額なので契約をやめたい。大家さんに相談したら、集金の時に立ち会って交渉してくれろというが、このまま支払わなければならぬのか。

【解説】

これは「実験商法」または「点検商法」と呼ばれる悪質商法です。「無

料で点検してあげます」などと言って、販売する目的を隠して訪問し、不安をおおって、 unnecessary 商品を買ったり、強引に工事の契約をさせたりします。

事例は浄水器ですが、その他「水道管無料点検」「配水管清掃サービス」「テレビアンテナ点検」「電話機点検」「消火器点検」「ミシン点検」「漏電検査」など、商品は様々です。

このような訪問販売で契約した場合は、契約書を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフ(無条件で契約を解除すること)ができます。また、クーリング・オフ期間を過ぎていても、業者の説明にウソがあったときや、帰って欲しいと言ったのに帰ってくれないので仕方なく契約したときは、特定商取

引法や消費者契約法で取り消すことができる場合があります。

この相談事例については、クーリング・オフの通知の書き方、出し方について助言し、解決しました。

販売員の勧誘は巧みで、なかなか消費者一人では太刀打ちできません。事例のように周囲の人に相談してください。そして、もし断り切れず契約してしまったら、あきらめずに早めに県や市町村の消費生活相談窓口へご相談ください。

●商工振興課 ☎336、県消費生活支援センター春日部 ☎048・734・0999

## BOOKS 図書館だより

新年明けましておめでとうございませ

新しく入った両館所蔵の資料の一部を紹介します。今年もよろしくお願ひします。

### ◆一般書

・「御隠居忍法 亡者の鐘」 高橋 義夫 著

・「見てわかる!クルマ洗車&磨き完全ガイド」 池田書店編集部 編

・「パパママつくって!かわいい段ボール家具」 石倉 ヒロユキ 著

### ◆児童書

・「つらさはやっぱり」 五味 太郎 著

・「僕僕先生」 仁木 英之 著

・「犯罪から身を守る絵事典」 国崎 信江 共著

・「アプさんとゴンザレス」 斉藤 洋 著

・「ポポおばさんとこりたち」 高島 那生 絵

●休館日のお知らせ

八幡・八條図書館 1月31日(水)

# 生かしてます あなたの税

## 子どもたちの健やかな成長のためにー乳幼児医療費制度ー

市では、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図り、子育て家庭の負担を軽減するために、経済的支援として通院・入院ともに医療費の一部を助成しています。

この制度は、県の補助制度に基づき実施されていますが、市では次のような制度の拡充を図っています。

- ①現物給付(窓口無料化)の実施
- ②自己負担金制度の廃止
- ③通院等についての支給対象を5歳児まで拡大
- ④入院時食事療養費の全額支給

この制度の過去3年間の支給額などは、次の表のようになります。

| 年度 | 決算額       | 前年度比   | 対象年齢 | 人口      | 1人当たりの助成額 |
|----|-----------|--------|------|---------|-----------|
| 15 | 71,493千円  | —      | 0~4歳 | 76,121人 | 939円/人    |
| 16 | 117,909千円 | 64.9%増 | 0~5歳 | 76,132人 | 1,549円/人  |
| 17 | 134,268千円 | 13.9%増 | 0~5歳 | 77,303人 | 1,737円/人  |

※1人当たりの助成額は、それぞれの決算額を年度末の人口で除した額

平成16年4月診療分から上記①~③の制度を導入(④については、以前から実施)したため、支給額は大幅に増加しました。

なお、平成18年度は、11月までの支給状況から1億5千万円を超える見込みとなっており、助成額は3年で約2倍となっています。

このようなことから、乳幼児医療費制度は、子どもたちが成長するうえで重要なものとなっています。

これからも子どもたちの健やかな成長のために、皆さんからお預かりした税金の有効活用を図っていきます。

子育て支援課 ☎209